5　証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録簿を保管する当局又は当該船舶がいずれの締約国にも登録されていない場合には当該証明書を発給し、若しくは公認した当局に寄託する。

6　保険その他の金銭上の保証は、2の規定に従って証明書に記載される保険又は保証の有効期間の満了以外の理由により、5に規定する当局に対して終了の通報が行われた日から三箇月の期間が満了する前に効力を失うことがあるものである場合には、この条に定める要件を満たすこととはならない。ただし、当該期間内に、証明書が当該当局に引き渡され、又は新たな証明書が発給されたことを条件として効力を失う場合は、この限りでない。この6の規定は、保険又は保証がこの条に定める要件を満たさなくなるような変更についても、同様に適用する。

7　船舶の登録国は、この条の規定に従うことを条件として、かつ、機関が採択する登録所有者の金銭上の責任についての指針を考慮して、証明書の発給要件及び効力要件を定める。

8　この条約のいかなる規定も、締約国が他の国又は機関その他の国際機関から得た情報であって、この条約の目的のために保険その他の金銭上の保証を提供する者の財政状態に関連するものを当該締約国が利用することを妨げるものと解してはならない。この場合において、当該情報を利用する締約国は、2の規定により必要とされる証明書を発給する国としての責任を解除されない。

9　締約国の権限に基づいて発給され、又は公認された証明書（いずれの締約国にも登録されていない船舶について発給され、又は公認されたものを含む。）は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、及び当該他の締約国が発給し、又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。締約国は、証明書に記載された保険者又は保証提供者がこの条約によって課される義務を履行する資力を有しないと認める場合には、いつでも、当該証明書を発給し、又は公認した国に対して協議を要請することができる。

10　この条約に基づいて生ずる費用の請求は、登録所有者の責任を担保する金銭上の保証を提供する保険者その他の者に対して直接に提起することができる。この場合には、被告は、登録所有者が援用することができたであろう抗弁（適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の制限を含み、登録所有者の破産及び清算を除く。）を援用することができる。また、被告は、登録所有者が責任を制限することができない場合であっても、1の規定に従って維持することが必要とされる保険その他の金銭上の保証の額に等しい額に責任を制限することができる。さらに、被告は、海難が登録所有者の悪意によって生じたとの抗弁を援用することができるが、登録所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁も援用してはならない。被告は、いかなる場合にも、登録所有者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する。

11　締約国は、自国を旗国とする船舶であってこの条の規定が適用されるものについては、2又は14の規定に従って証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。

12　各締約国は、この条の規定に従うことを条件として、自国の領域内の港に入港し、若しくはそこから出港する船舶又は自国の領海内にある沖合の施設に到着し、若しくはそこから出発する船舶であって、総トン数が三百トン以上のもの（登録の場所のいかんを問わない。）につき、自国の国内法令により、1の規定により要求される額に相当する保険その他の保証が効力を有していることを確保する。

13　締約国は、5の規定にかかわらず、船舶が自国の領域内の港に入港し、若しくはそこから出港する時又は船舶が自国の領海内にある沖合の施設に到着し、若しくはそこから出発する時に、12の規定の適用上、2の規定により必要とされる証明書を船舶内に備え置き、又は提出することを当該船舶に対して要求しない旨を事務局長に通告することができる。ただし、当該証明書を発給する締約国が、全ての締約国にとって利用可能な電子的な様式による記録であって、当該証明書の存在を証明し、及び締約国が12に定める義務を履行することを可能とするものを保持している旨を事務局長に通告していることを条件とする。

14　締約国が所有するいずれかの船舶について保険その他の金銭上の保証が維持されていない場合には、この条の関係規定は、当該船舶については、適用しない。もっとも、当該船舶は、船舶の登録国の適当な当局が発給する証明書（当該船舶が当該船舶の登録国の所有するものであること及び当該船舶の責任が1に定める責任の制限の範囲内で担保されていることを明記しているもの）を備え置くものとする。当該証明書は、できる限り2に定める様式に従うものとする。

第十三条　期間制限

この条約に基づいて費用を回収する権利は、この条約に従って危険の存在が決定された日から三年以内にこの条約に基づいて訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、難破物をもたらした海難の発生の日から六年の期間が満了した後は、提起してはならない。海難が一連の出来事から成る場合には、当該六年の期間は、最初の出来事の発生の日から起算する。

第十四条　改正に関する規定

1　機関は、締約国の三分の一以上からの要請がある場合には、この条約の改正のための会議を招集する。

2　この条約に拘束されることについての同意であって、この条約の改正が効力を生じた日の後に表明されるものは、改正されたこの条約に係るものとみなす。

第十五条　紛争の解決

1　この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国間に紛争が生じた場合には、これらの締約国は、当該紛争をまず交渉、審査、仲介、調停、仲裁、司法的解決、地域的機関若しくは地域的取極の利用又はこれらの締約国が選択するその他の平和的手段を通じて解決するよう努める。

2　一の締約国が他の締約国に対してこれらの締約国の間に紛争が存在することを通告した後十二箇月を超えない合理的な期間内に当該紛争を解決できない場合には、当該紛争の当事者が千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約の締約国であるか否かを問わず、同条約第十五部に定める紛争の解決に関する規定を準用する。

3　この条約の締約国であり、かつ、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約の締約国である国が同条約第二百八十七条の規定に従って選択した手続は、この条に定める紛争の解決について適用する。ただし、当該国が、この条約を批准し、受諾し、承認し、若しくはこの条約に加入する時に又はその後いつでも、この条約から生ずる紛争の解決のために千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条の規定に従って同条に定める他の手続を選択する場合は、この限りでない。

4　この条約の締約国であり、かつ、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約の締約国でない国は、この条約を批准し、受諾し、承認し、若しくはこの条約に加入する時に又はその後いつでも、書面による宣言を行うことにより、この条に定める紛争の解決のために千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約第二百八十七条1に規定する手段のうち一又は二以上の手段を自由に選択することができる。同条の規定は、この条約の締約国であり、かつ、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約の締約国でない国がこのような宣言を行う場合及び当該国が効力を有する宣言の対象とならない紛争の当事者である場合についても適用する。同条約附属書Ⅴ及び附属書Ⅶに従って調停及び仲裁を行うに当たり、当該国は、この条約から生ずる紛争の解決のため、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約附属書Ⅴ第二条及び附属書Ⅶ第二条に定める名簿に含まれる調停人及び仲裁人を指名することができる。

5　3及び4の規定に基づいて行われる宣言は、事務局長に寄託するものとし、事務局長は、その写しを締約国に送付する。

第十六条　他の条約及び国際協定との関係

この条約のいかなる規定も、千九百八十二年の海洋法に関する国際連合条約及び海洋に関する国際慣習法に基づく国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。